

一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会 会員規約

第1章 総則

第1条（適用）

一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会 会員規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人 大丸有環境共生型まちづくり推進協会定款（以下、「定款」という。）第2章第9条に定める会員、もしくは、会員となる意思を示した者に対して適用する。

第2章 入会

第2条（入会手続き）

当協会に入会しようとする者は、入会申込書の提出および会費を納入することとする。

第3章 会員および会費

第3条（会員の種類）

当協会の会員は定款第9条に定める次の種類を設ける。

（1）正会員A

正会員Aは地区内地権者または大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会（以下、大丸有再開発協議会）に属する法人または個人で、本会の目的に賛同する者。正会員としての資格を有する。

（2）正会員B

正会員Bは大丸有地区内入居者または NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会に属する法人または個人で、本会の目的に賛同する者。正会員としての資格を有する。

（3）賛助会員

当法人の目的に賛同してなんらかの形で経済的支援を行う法人または個人。正会員Aとしての資格を有する。

（4）ネットワーク会員

企業コンソーシアム等のコミュニティを主宰する法人または団体（任意団体も可）が代表者を定めて届け出たもの。正会員Bとしての資格を有する。

（5）名誉会員

当法人に対し特に功労のあった65歳以上の正会員の中から、理事長が推薦し、理事会を経て、会員総会の承認を受けた者。正会員Aとしての資格を有する。

（6）特別会員

当法人に対し特に功労のあった者、あるいは理事長が推薦し、理事会の議を経て、総会の承認を受けた者。正会員Aとしての資格を有する。

（7）顧問・アドバイザー会員

当法人の趣旨に賛同して、助言および知識を提供する、学識、専門技術者等の個人。

理事が推薦し、理事会の議を経て総会の承認を受けた者。正会員Aとしての資格を有する。

第4条（会員資格）

会員資格は、次の各号に掲げる条件をもって生じる。

- (1) 正会員A、正会員B、賛助会員は、入会申込書を協会事務局が受領し承認した時から効力を生じる。なお入会を認められた者は、別途事務局より送付される請求書にもとづき、遅滞なく会費を納入しなければならない。
- (2) ネットワーク会員は、大丸有での環境活動について企画書を提出し、理事長が正会員B資格での入会を承認した時より効力を生じる。なお会費の納入は免除される。
- (3) 名誉会員、特別会員、顧問・アドバイザー会員は、理事長が推薦し、理事会を経て会員総会で承認された時より正会員A資格の効力を生じる。なお会費の納入は免除される。

第5条（会員名簿）

前条により入会を認められ、第6条に定める会費を納入した者の氏名および住所は、定款第15条の規定に従い、事務局に備え置かれた名簿に記載するものとする。

第6条（会費）

定款第11条において規定する会費は、次の各号に掲げる額とする。会費の有効期間は、当該事業年度の終わりまでとする。

- (1) 正会員A 年会費 150,000円（月割り 12,500円）
- (2) 正会員B 年会費 250,000円（月割り 20,833円）
- (3) 賛助会員 年会費 一口500,000円（月割りなし）

第7条（年度途中の入会）

事業年度の中途において入会する者は、第6条に定める年会費を12で除した額に、入会月を含めた当該事業年度の終了までの月数を掛けた額を納入するものとする。（ただし、賛助会員は除く。）

第8条（会費の返還）

定款第11条の規定に従い、納付された会費は理由の如何を問わず返還しないこととする。

第9条（会員の権利）

会員は、この法人が実施する事業に参加することが出来る。

第10条（会員資格の喪失）

定款第12条の規定に従い、会員は次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会

- (2) 会費の滞納（継続2年以上）
- (3) 死亡または失踪宣言もしくは団体の解散
- (4) 当法人の解散
- (5) 除名

第11条（退会）

定款第13条の規定に従い、会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、その旨を当協会事務局に届け出なければならない。

第12条（除名）

定款第14条の規定に従い、会員が当協会の名誉を毀損し、若しくは当協会の目的に反するような行為をしたとき、又は定款および本規約その他会員としての義務に違反したときは、協会は社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第4章 雑則

第13条（非会員）

本規約は、この法人が行う事業への会員でない者の参加を妨げない。

第14条（規約の改正）

本規約の改正は、理事会の承認を受けるものとする。

付則

- 1 本規約は、2009年6月3日より施行する。

以上